

ガス小売経過措置料金規制に係る 経済産業大臣からの意見の求めに対する回答について

(趣旨)

ガス小売経過措置料金規制に係る供給区域の経済産業大臣による指定の解除に関して、令和 3 年 5 月 14 日付けの経済産業大臣からの意見の求め（資料 3－1）があった事項への意見回答案について、ご審議いただく。

1. 経緯

平成 29 年 4 月のガス小売全面自由化後、ガス小売事業者の設定する料金は原則自由とされたが、事業者間の適正な競争関係が認められない等により使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定した供給区域等においては小売料金規制が存置されている（指定旧供給区域等の指定）。また、同指定は、前記の指定事由がなくなつたと認めるときは当該規制を解除することとされている。

令和 2 年 11 月 11 日、旧一般ガスみなしガス小売事業者である東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除に際して、「他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を将来にわたって十分に確保することを含め、十分な供給余力の確保のために競争上の観点から必要と考えられる事項」について、経済産業大臣から当委員会に対して意見の求めがあり、これに対して、制度設計専門会合及び電力・ガス取引監視等委員会での審議を経て、令和 3 年 1 月 12 日に将来にわたって適正な競争環境を確保するために必要な取り組みについて意思表示がなされていることが必要である旨の条件を付し、意見を回答したところ（参考資料 3－1）。

これを受け、令和 3 年 3 月 10 日の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会において、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除に際して、競争上必要な取り組みについて、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社から真摯に対応する旨の意思表示がなされたとの報告がなされ、同小委員会の委員等からも指定の解除に対して特段の異論は示されなかった。その後、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除に関し、令和 3 年 3 月 17 日から令和 3 年 4 月 15 日までの 30 日間、行政手続法に基づく意見公募手続（パブリックコメント）が行われたが、提出意見はなかった（0 件）。

上記の経緯も踏まえ、令和 3 年 4 月 28 日の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会において、改正法附則第 22 条第 2 項の規定に基づき、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社の指定旧供給区域等小売供給

に係る指定旧供給区域等の指定の解除について了承された。なお、東邦瓦斯株式会社については、同社がガス等の取引に関して、公正取引委員会による調査を受けていることを踏まえ、同社の指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除については、調査結果等が明らかになった後に解除可否を判断することとされた。（参考資料 3－2）

2. 経済産業大臣への意見回答について

上記の経緯から、旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除に関する経済産業大臣からの意見の求め（資料 3－1）があったところ、案（資料 3－2）のとおり回答してよいか、ご審議いただきたい。

3. 今後の委員会事務局の対応について

東京瓦斯株式会社及び大阪瓦斯株式会社の指定が解除された後、3 年間は、両事業者の小売料金の水準について特別な事後監視を実施¹する。

これに加えて、ガスの卸取引の状況、特にスタートアップ卸の実施状況等についてモニタリングを行い、必要な措置を検討していく。

¹ 経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、都市ガス及び簡易ガスの利用率が 50%を超える供給区域または供給地点については、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、小売料金の水準について、3 年間の事後監視を行うこととされた（ガスシステム改革小委員会（第 24 回、第 28 回～第 30 回）にて整理）。

[参考条文]

○ガス事業法 附則（平成二十七年六月二十四日法律第四十七号）

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

第二十二条 みなしガス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。

以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八条第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

一 当該旧一般ガスみなしガス小売事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給（第五号新ガス事業法第二条第一項に規定する小売供給をいう。以下この項及び附則第二十八条第一項において同じ。）を受けているもの

イ 当該旧一般ガスみなしガス小売事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件

ロ 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第十七条第十二項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件（附則第二十五条及び第二十六条第七項において「旧認可供給条件」という。）であって附則第二十五条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件

二 当該旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の者から小売供給を受けているもの

2 経済産業大臣は、指定旧供給区域等について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定旧供給区域等について同項の規定による指定を解除するものとする。

○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二條第一項及び第二十八條第一項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等

第一 改正法附則第二十二條第一項の経済産業大臣の指定

改正法附則第二十二條第一項の経済産業大臣の指定に係る処分基準については、同項に指定の基準が規定されているところであり、より具体的には次のような場合とする。ただし、改正法第五條の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「旧ガス事業法」という。）第六條第二項第三号の供給区域（以下この第一において「旧供給区域」という。）又は同号の供給地点（以下この第一において「旧供給地点」という。）に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が地方公共団体である場合及び旧供給地点が同一棟内に独立して住宅等の用に供せられる部分が複数ある建築物（以下「集合住宅等」という。）のみに係る場合にあっては、当該指定は行わないものとする。

（１） 旧供給区域に係る経済産業大臣の指定に係る処分基準については、次のいずれにも該当する場合とする。ただし、次の場合に該当しない場合であっても、当該旧供給区域に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が①の場合に該当させないことを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示したことにより①の場合に該当しない場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、当該指定を行うものとする。

① 当該旧供給区域における直近の家庭用調定件数（旧ガス事業法第二條第十四項の規定により一般ガス事業とみなされる簡易ガス事業（以下この第一において「みなし一般ガス事業」という。）に係る家庭用調定件数を除く。）を、当該旧供給区域における直近の一般世帯数（当該旧供給区域に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社（子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二條第三号の二に規定する子会社等をいう。）、親会社等（同條第四号の二に規定する親会社等をいう。）その他これに準ずるもの及び親会社等その他これに準ずるものの子会社等をいう。以下同じ。）から他の財（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者が一般ガス事業（みなし一般ガス事業を除く。以下この（１）において同じ。）として供給するガス以外の財をいう。以下この（１）において同じ。）を購入していた一般世帯数 を除く。）で除して得た値（以下この（１）において「都市ガス利用率」という。）が、百分の五十を超える場合。

② 以下の評価式を満たす場合

$$A / 0.5 \times 1 / 2 > B / C$$

$$\bullet A = a + b$$

a：当該旧供給区域における小口需要（ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第十五号）による改正前のガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「旧規則」という。）第三條第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しない需要をいう。以下この第一及び第三において同じ。）に係る直近三年間の新築物件のうち、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供

給（一般ガス事業として行うガスの供給に限る。以下この②において同じ。）を採用した新築物件の件数

b：当該旧供給区域における小口需要に係る既築物件のうち、他の財を購入していた者（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財を購入していた者を除く。）が、直近3年間に当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給に切り替えた既築物件の件数

・ $B = c + d$

c：当該旧供給区域における小口需要に係る直近三年間の新築物件のうち、他の財の購入を採用した新築物件の件数（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社からの他の財の購入を採用した新築物件の件数を除く。）

d：当該旧供給区域における小口需要に係る既築物件のうち、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給を受けていた者が、直近三年間に他の財に切り替えた既築物件の件数（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社が販売する他の財に切り替えた既築物件の件数を除く。）

・ C：当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の都市ガス利用率

（2）旧供給地点に係る経済産業大臣の指定に係る処分基準については、次のいずれにも該当する場合とする。ただし、次の場合に該当しない場合であっても、当該旧供給地点に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が①の場合に該当させないことを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示したことにより①の場合に該当しない場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、当該指定を行うものとする。

① 当該旧供給地点に係る旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給地点群における直近の家庭用調定件数を、当該供給地点群に係る直近の旧供給地点の数（当該旧供給地点に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者がみなし一般ガス事業として供給するガス以外の財をいう。以下この（2）において同じ。）を購入していた旧供給地点の数を除く。）から空き地及び空き家の数を控除して得た値で除して得た値（以下この（2）において「旧一般ガスみなしガス小売事業者のシェア」という。）が、百分の五十を超える場合。

② 以下の評価式を満たす場合

$$A / 0.5 \times 1 / 2 > B / C$$

・ $A = a + b$

a：当該供給地点群における小口需要に係る直近三年間の新築物件のうち、旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給（みなし一般ガス事業として行うガスの供給に限る。以下この②において同じ。）を採用した新築物件の件数

b：当該供給地点群における小口需要に係る既築物件のうち、他の財を購入していた者（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財を購入していた者を除く。）が、直近三年間に当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給に切り替えた既築物件の件数

・ $B = c + d$

c：当該供給地点群における小口需要に係る直近三年間の新築物件のうち、他の財の購入を採用した新築物件の件数（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社からの他の財の購入を採用した新築物件の件数を除く。）

d：当該供給地点群における小口需要に係る既築物件のうち、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給を受けていた者が、直近三年間に他の財に切り替えた既築物件の件数（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社が販売する他の財に切り替えた既築物件の件数を除く。）

・ C：当該旧一般ガスみなしガス小売事業者のシェア

第三 改正法附則第二十二条第二項の経済産業大臣の指定の解除

改正法附則第二十二条第二項の経済産業大臣の指定の解除については、同項に解除の基準が定められているところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかの場合に該当する場合であっても、当該指定旧供給区域等に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が（１）の場合に該当させることを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示したことにより（１）の場合に該当する場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、当該解除を行わないものとする。

（１） 改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行日（平成二十九年四月一日）以後における他のガス小売事業者との競争関係も踏まえ、第一（１）①若しくは②又は第一（２）①若しくは②のいずれかに該当しなくなった場合。ただし、第一（１）②又は第一（２）②に該当しなくなった原因が他のガス小売事業者によるガスの供給を採用した新築物件の件数又は他のガス小売事業者によるガスの供給に切り替えた既築物件の件数である場合にあっては、①当該他のガス小売事業者に必要な供給余力があること及び②当該指定旧供給区域等の小口需要におけるガスの小売全面自由化に係る認知度が百分の五十以上であること。

（２） 以下の評価式を満たす場合であって、他のガス小売事業者に必要な供給余力があること。

$$A/B \geq 0.1$$

- ・ A：直近一年間の当該指定旧供給区域等における小口需要に係る他のガス小売事業者によるガス販売量
- ・ B：直近一年間の当該指定旧供給区域等における小口需要に係る総ガス販売量

(3) ①当該指定旧供給区域等における直近三年間の小口需要（旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給を採用するものに限る。以下この（3）において同じ。）に係る小売料金の平均単価が連続して下落していること及び②当該旧一般ガスみなしガス小売事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件でガスの供給を受ける小口需要の直近の件数が当該指定旧供給区域等において指定旧供給区域等小売供給約款に基づいてガスの供給を受ける小口需要の直近の件数と同等以上であること。

経済産業省

20200806資第30号

令和3年5月14日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第36条第1項第5号の規定に基づき、別添に係る同法附則第22条第2項の指定旧供給区域等の指定の解除について、貴委員会の意見を求めます。

別添

意見聴取案件一覧（2件）

1	東京瓦斯株式会社
2	大阪瓦斯株式会社

経 済 産 業 省

20210514電委第1号
令和 3 年 ● 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除について（回答）

令和3年5月14日付け20200806資第30号により、貴職から当委員会に意見を求められた、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第二十二条第二項の規定に基づく、下記の者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除については、指定を解除することに異存はありません。

記

- ・ 東京瓦斯株式会社
- ・ 大阪瓦斯株式会社

以上

経 済 産 業 省

20201111電委第15号

令和3年1月12日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給
に係る指定旧供給区域等の指定の解除について（回答）

令和2年11月11日付け20201105資第4号により、貴職から当委員会に意見を求められた、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第二十二条第二項に規定する経済産業大臣の指定の解除に関し、下記のとおり回答いたします。

記

卸取引所が開設されていないといったガスの卸取引市場の現状や、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域における他のガス小売事業者の実情を踏まえると、これらの区域における他のガス小売事業者に必要な供給余力が確保されていると判断するためには、将来にわたり、他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を含めて十分な供給力を確保できる環境が整備されていることが必要である。

また、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域については、他燃料との競合のみでは指定解除要件を満たしておらず、当該区域の都市ガス利用率が50%を超えている状況を踏まえると、将来にわたって適正な競争関係が確保されるためには、ガス小売事業への新規参入が円滑化される環境が整備されていることが必要である。

したがって、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除を行うためには、当該区域の旧

一般ガスみなしガス小売事業者から、次の意思表示がなされている必要がある。

- (1) 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
- (2) 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
- (3) 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

以上

- 経過措置料金規制を解除するに当たっては、解除基準のいずれかを満たしているかどうかに加え、「適正な競争関係が確保されていると認められない」事由がないかどうかもしっかりと確認しながら総合的に判断することとしているところ、消費者を含めた関係者から広く意見を聴取する観点からパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて最終的に解除して差し支えないかどうかを判断することとしている。
- 東京ガス、大阪ガスについては、パブリックコメントを実施した結果消費者を含めた関係者から意見が提出されなかったことを踏まえれば、**解除基準** (※) **を満たした**と考えられることから、改正法附則第22条第2項の規定に基づき指定を解除することとしてはどうか。

(※)「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二條第一項及び第二十八條第一項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」第三(1)及び(2)

- 東邦ガスについては、ガスの取引条件に関して公正取引委員会の立入検査が行われ、現在調査が進められているところであるため、**調査結果等が明らかになった後に解除可否について判断することとしてはどうか。**

各社の状況まとめ

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	× (64.6%)	× (62.4%)	× (56.2%)
②直近3年間のフロー競争状況	○	○	○
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	○ (11.9%)	○ (13.2%)	○ (10.8%)
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数≦自由料金件数	×	×	×
備考	✓ 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。 ✓ 適正な競争関係が確保されていると認められない事由はない。	✓ 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。 ✓ 適正な競争関係が確保されていると認められない事由はない。	✓ 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。

(参考) 大手3者からの意思表示 (東京ガス)

(コミットメントについて)

- 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託いたします。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続いたします。
- 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行います。
- 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組みます。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応いたします。

注) この記載にある「設備余力がないなどの理由」「供給余力がないなどの理由」とは、それぞれ、「設備余力がない」「供給余力がない」に準ずる客観的かつ合理的な事由を指しています。なお、コストを下回るなど経済合理的でない価格水準での他の事業者の依頼に応じることまでをコミットするものではありません。

(コミットメントを行うことを踏まえた弊社の対応)

- 弊社は、ガスシステム改革で掲げられた目的を達成するためには、異分野からの新規参入者を含めたガス小売事業者間において、多様なサービスの内容を競い合う環境が必要であると認識しております。
- これまでのガス大手3者の小売経過措置料金規制に関する議論を真摯に受け止め、新規参入者から、ガス製造に係る業務委託や、スタートアップ卸を含むガス卸供給の依頼があった場合には、本コミットメントを行うことを踏まえ、誠実に対応してまいります。

(参考) 大手3者からの意思表示 (大阪ガス)

(コミットメントについて)

当社は、ガス小売経過措置料金規制の解除にあたり、以下の事項を表明いたします。

- 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
- 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
- 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

注) この記載にある「設備余力がないなどの理由」「供給余力がないなどの理由」とは、それぞれ、「設備余力がない」「供給余力がない」に準ずる客観的かつ合理的な事由を指しています。なお、コストを下回るなど経済合理的でない価格水準での他の事業者の依頼に応じることまでを表明するものではありません。

(コミットメント実施にあたっての対応)

- ガス小売経過措置料金規制の解除にあたっては、将来にわたり、他のガス小売事業者が十分な供給力を確保できる、また、ガス小売事業への新規参入が円滑化される環境が必要と理解しております。
- この実現のため、他の事業者からのガス製造に係る業務の委託・ガスの卸供給の求めがあった場合は、速やかに、かつ、誠実に対応を行います。

(参考) 大手3者からの意思表示 (東邦ガス)

(コミットメントについて)

- 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
- 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
- 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

注) この記載にある「設備余力がないなどの理由」「供給余力がないなどの理由」とは、それぞれ、「設備余力がない」「供給余力がない」に準ずる客観的かつ合理的な事由を指しています。なお、コストを下回るなど経済合理的でない価格水準での他の事業者の依頼に応じることまでを意思表示するものではありません。

(実施に向けた弊社の対応)

- 上記内容が、審議会等の場において、将来にわたる新規参入者の十分な供給余力の確保と適正な競争環境の確保の観点から必要な取り組みであるとされたことについて、弊社としても大変重く受け止めており、記載内容に賛同するとともに、真摯に対応していく旨の意思表示をいたします。
- なお、今後の対応に際しましては、これまで以上に事業者ごとの要望を丁寧に理解し、条件等を合理的に判断した上で、誠実な交渉に取り組んでまいります。